

平成30年度

市近居同居促進給付金の申請を受け付け

親世帯との近居・同居を目的として住宅を購入する若者世代に対して住宅購入費用の一部を助成しています

若者世代のUターンによる転入促進と転出抑止を図り、また子育てや介護などの相互協力による日常生活での安心感を創出するた

め、親子での近居または同居を目的として住宅を購入する若者世代に対して住宅購入費用の一部を助成します。

対象者	対象住宅
<ul style="list-style-type: none"> ■本市に住民登録をしている40歳以下の人 ■親世帯が本市に1年以上継続して居住している人 ■平成29年4月1日以降（建物登記簿の権利部甲区欄の受付日で判定）に住宅を取得した子世帯の世帯主またはその配偶者 ■当該住宅の建物登記簿における建物所有者（共有名義の場合はその代表者）※共有名義の場合、子世帯が建物所有権の持分を2分の1以上有していること。 ■親世帯および子世帯に市税の滞納がない人 ■市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団密接関係者に該当しない人 ■過去に同給付金を受給していない人 	<ul style="list-style-type: none"> ■新築または売買により取得した住宅 ※相続や贈与、その他対価を伴わない取得は対象外。 ■所有権保存登記または所有権移転登記が済んでいる住宅 ■関係法令に基づき適正に建築された住宅 ■自己の居住用に供する住宅 ※別荘や販売・賃貸するための住宅は対象外。 ※併用住宅の場合は、一定の基準を満たせば対象となる場合がありますのでお問い合わせください。 ■延べ床面積が50㎡以上で、玄関、便所、台所が付設されている住宅

支給要件 本市に1年以上居住する親世帯との近居または同居を目的として、本市で住宅（中古を含む）を取得し、当該住宅に居住する人で、申請時点で上表の要件全てを満たす人



支給金額 近居の場合 30万円、同居の場合 50万円
 申請の受け付け 平成31年3月29日(金)までに、申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて市役所4階住宅政策課へ（郵送不可）※ただし、予算がなくなり次第終了します。
 ※説明書および申請書は、同課で配布、または市ウェブサイトでダウンロードもできます。
 問い合わせ 住宅政策課（内線437）

市プレママ・ハッピーライフサポート事業

～妊娠の届け出をした人にお祝い品をお贈りしています～



妊娠時から出産までの経済的な負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができるよう環境をつくるため、本市で妊娠の届け出をした人にお祝い品をお贈りしています。

対象者 申請時点で次の条件を全て満たす人

◆本市に住民登録をしている人

◆平成30年4月2日以降に本市で母子保健法に基づく妊娠の届け出をした人

お祝い品の内容 地元産品、マタニティ用品、ベビー用品などの品物

※お祝い品は準備が整い次第、順次発送します。

申請の受け付け 平成31年3月29日(金)まで（妊娠の届け出をする際に、窓口で申請してください）

※詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。

問い合わせ 都市魅力創生課（内線420）

「メール1119番」をご利用ですか

電話での対話による、119番通報が困難な人が、携帯電話などから電子メールを利用して消防車や救急車の要請ができる緊急通報の補助手段として「メール1119番」を運用しています。

対象者 市内在住で聴覚・音声・言語機能などに障がいがあり、身体障がい者手帳を有する人

※「メール1119番」を利用するためには、事前に市消防本部または障がい福祉課への利用申請が必要で、申請方法など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 指令課（☎23）0119・FAX（23）9913

市の各種施策に関する計画を策定しました

～策定にあたっては市民の皆さんからの
ご意見などを募集するパブリックコメントを実施しました～

①市公共施設再配置計画（前期）

市内の公共施設の多くが今後続々と更新時期を迎えるなか、現在保有している全ての公共施設を維持・更新していくために莫大な費用が必要となることを踏まえ、当該費用の最小化・平準化を目的とした「市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画（実施計画）」の策定に向けて、各公共施設の方向性を示す「市公共施設再配置計画（前期）」を策定しました。



②第4次市障がい者計画、 第5期市障がい福祉計画・第1期市障 がい児福祉計画

障がいの有無にかかわらず、地域で共に暮らし、お互いを理解し、支え合いながら、誰もが自分らしい暮らしを実現できるまちづくりをめざして、「第4次市障がい者計画」を策定しました。

また、障がい福祉サービスなどの提供体制の確保をめざして、「第5期市障がい福祉計画・第1期市障がい児福祉計画」を策定しました。



③市高齢者保健福祉計画及び第7期介 護保険事業計画

高齢者をはじめ、全ての市民が健康で生きがいをもって、「すこやかにいきいきと安心して暮らせるまち」をめざして、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「認知症高齢者支援策の充実」「安全、安心、快適に暮らせる住まいとまちづくり」「介護予防と健康づくりの推進」「介護サービスの充実強化」「福祉・介護サービス基盤の充実」を施策の柱とした「市高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画」を策定しました。

今後、同計画に基づいて、高齢者施策・介護保険事業を推進していきます。



④市空家等対策計画

市内に点在する、適正に管理されていない空き家が、生活環境、公衆衛生、景観の悪化を招いていることが問題となっています。

そこで、これらの空き家に関する対策の実施および空き家の利活用の促進など必要な措置を適切かつ計画的に進めていくため、「市空家等対策計画」を策定しました。



⑤第2次市子ども読書活動推進計画

全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、また、積極的にそのための環境整備をするため、平成25年3月に「市子ども読書活動推進計画」を策定しました。このたび、5年間の計画期間における各事業の取り組みを検証し、子どもの読書活動をさらに推進させるための環境整備をするために、今年から5年間の第2次計画を策定しました。



■計画の閲覧方法

いずれも、市役所（情報公開課および①は行政管理課、②は障がい福祉課、③は高齢介護課、④は住宅政策課、⑤は中央図書館、金剛図書館）または市ウェブサイトでご覧いただけます。なお、パブリックコメントに対する市の考え方も掲載しています。

問い合わせ ①行政管理課（内線327）、②障がい福祉課（内線192）、③高齢介護課（内線175）、④住宅政策課（内線436）、⑤中央図書館〔☎(25)4921〕、金剛図書館〔☎(28)1171〕

6月1日は 人権擁護委員の日

全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、毎年全国各地で啓発活動を実施しています。

監査委員が 選任されました

平成30年第1回市議会定例会の同意を受け、4月1日付で花岡 秀行さん(56歳、小金台)が監査委員に再任されました。お問い合わせ 監査委員事務局(内線491)

本市では、この活動の環境として、次のとおり特設人権なんでも相談を開設します。人権に関するさまざまな問題や近隣とのトラブルなど、身近なことで困っていることがあれば、気軽にご相談ください。

特設人権なんでも相談

とき 6月1日(金)、午前9時〜正午、午後1時〜4時
ところ 市役所地下904会議室

※当日、直接会場へ。電話(内線544)での相談も受け付け。

本市の人権擁護委員

- 池田 義尊さん
 - 岡本 聡子さん
 - 隆崎 永子さん
 - 川口 博夫さん
 - 木下 佳信さん
 - 蔵田 和子さん
 - 阪本 省三さん
 - 鈴木 善勝さん
 - 富士原 貞憲さん
 - 道簾 洋子さん
- お問い合わせ 人権政策課(内線472)

男女共同参画フォーラム「Be-inひろっば」 実行委員募集

地域での男女共同参画を進めることを目的に、男女共同参画フォーラム「Be-inひろっば」を開催します。

同フォーラムでは、年間を通して分科会や講演会などを実施する予定です。

皆さんも実行委員になって、その企画や運営に携わってみませんか。

実行委員会は、6月〜翌年3月の間に、毎月1回程度開催する予定です。

募集人員 10人程度(性別不問、男性歓迎)

申し込み 5月17日(木)(必着)までに、人権政策課に備え付けの応募用紙に必要事項を記入し、ファクスまたは郵送で ☎584-8511常盤町1の1 人権政策課 [(内線474)・FAX(25)9037] へ



妊婦歯科 健康診査を 受けましょう

妊娠中は、つわりなどの影響もあり、口の中の衛生状態が悪くなりがちです。妊婦歯科健康診査を受けて、早産などの原因になることがある歯周病を予防しましょう。

市産後ケア事業を実施しています

本市では、産後の体調や育児に不安があり、家族などから十分な支援が受けられない母子を対象に「市産後ケア事業」を実施しています。



同事業では、医療機関でのショートステイ(宿泊)やデイサービス(日帰り)の機会を提供し、助産師などによる乳房のケアや授乳

内容 問診、歯科健康診査、歯科保健指導
対象者 市内在住で妊娠中の妊婦
持ち物 妊婦歯科健康診査受診券、母子健康手帳、本市に住民登録していることが証明できるもの(健康保険証など)
※同受診券は、妊婦健康診査受診券つづりの中にあります。
※受診できる医療機関など詳しくは、お問い合わせください。4月号広報に折り込みの「平成30年度保健事業案内」をご覧ください。
お問い合わせ 保健センター(☎28)5520

指導、赤ちゃんの健康状態の確認、育児相談などを実施しています。
対象者 産後4カ月未満の乳児とその母親
※同事業を利用するためには、事前の申請が必要です。申請方法や利用期間など詳しくは、お問い合わせください。
お問い合わせ 保健センター(☎28)5520

5月12日は 民生委員・児童委員の日です

「あなたの身近な相談相手

Ⅱ 民生委員・児童委員」

全国民生委員児童委員連合会では、毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」と定め、全国各地で啓発活動を実施しています。

子育てや学校生活、医療・介護などで心配事や悩み事があれば、一人で抱え

込まず身近にいる民生委員・児童委員にご相談ください。

民生委員・児童委員は、地域のボランティアとして見守り活動をしたり、市民の皆さんの生活や福祉に関するさまざまな相談に応

じ、必要な支援をしたりしています。相談内容に応じて福祉制度や支援サービスを受けられるよう、関係機関への「つなぎ役」になります。

また、民生委員・児童委員には守秘義務があります。秘密は必ず守りますので、気軽にご相談ください。

地域の民生委員・児童委員を知りたい場合は地域福祉課へお問い合わせください。

問い合わせ 地域福祉課 (内線284)

新しい民生委員・児童委員が決まりました

民生委員・児童委員として、4月1日付で次の人が委嘱されました。

- 喜志町三丁目8〜15番 松尾 秀予さん ☎(25)4905
- 清水町1番・18番 長橋 淳美さん ☎(24)034

- 甲田六丁目1番・4〜9番・12番(一部)・13番15号・14〜15番 小間 悦司さん ☎(25)326
- 宮町三丁目349・947・4238番地・喜志2055・2067番地 五味 順子さん ☎(26)3661
- 喜志西小学校区(主任児童委員) 公原 博之さん ☎(81)9813

問い合わせ 地域福祉課 (内線284)

マイナンバーカードの申請を

マイナンバーカードの作成を希望する人は、平成27年11月末から12月中旬にかけてお届けした「通知カード」に添付された申請書に必要事項を記入し、証明用写真を貼って、同封の返信用封筒(差出有効期間が29年10月4日までとなっていますが使用できます)で郵送してください。



スマートフォンやパソコンなどからの申請も可能です。詳しくは「通知カード」に同封の案内、またはマイナンバーカード総合サイト (<https://www.kojinbango-card.go.jp/>) をご覧ください。

※申請書を紛失された場合や、申請書に記載されている内容(住所・氏名など)に変更があった場合は、市民窓口課(内線131、132)までお問い合わせください。

■マイナンバーカードを取得するメリット

- ・公的な身分証明書として利用できます。
- ・コンビニエンスストアなどで、「住民票の写し」「印鑑登録証明書」「市・府民税証明書(現年度分)」が取得できます。
- ・各種行政手続きのオンライン申請が利用できます。

問い合わせ 市民窓口課(内線131、132)、マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178

住所や氏名に変更があった場合はマイナンバーカードなどの変更手続きを

住民異動の届け出(転出届、転入届、転居届など)や婚姻などにより住所・氏名に変更があった場合には、マイナンバーの「通知カード」や「マイナンバーカード」、「住民基本台帳カード」に記載されている住所・氏名を最新のものにしておく必要があります。また、国外転出の際には、返納が必要です。

住民異動の届け出や婚姻届の提出などの手続きで窓口へお越しの際には、各カードの住所・氏名の書き換えや返納が必要です。忘れずに持参してください。

問い合わせ 市民窓口課(内線131、132)

コンビニ交付サービスが一時休止します

本市では、マイナンバーカードを利用した証明書の「コンビニ交付サービス」を実施しています。

同サービスでは、住民票の写し、印鑑登録証明書、市・府民税証明書(現年度分)の発行ができますが、次の日は、システム点検のため、一時休止になりますのでご注意ください。

休止日 5月31日(休)

問い合わせ 市民窓口課(内線131)、課税課(内線117)

マイナンバーカードの日曜交付

マイナンバーカードを交付する休日窓口を次の日程で開設します。申請者本人がお越しください。

とき 5月6日(日)、6月3日(日)、午前9時~正午

ところ 市役所地下会議室(日曜窓口コーナー)

※持ち物など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 市民窓口課(内線131、132)

5月1日～7日は

「憲法週間」です

「一人ひとりの尊厳を大切にす

るところと知恵をつたえたい」

5月3日の憲法記念日を
中心とする、5月1日(火)～
7日(月)は憲法週間です。

人は、誰でも自分の夢を
持ち、一人一人がかけがえ
のない存在として、自由で
幸せに生きていきたい、暮
らしたいと願っています。

こうした私たちの当たり
前の願いを憲法はしっかり
支えてくれていますが(第

11・13・25条)、同時に私た
ちも絶えず努力してこの自
由と権利を持ち続けていか
なければならぬとされて
います(第12条)。

私たちのまち富田林には
さまざまな世代、文化、習
慣、価値観を持つた人が共
に暮らしています。

自分たちの生活・権利が
かけがえのないのと同様

に、相手の人権もまたかけ
がえのないものです(第14
条)。

互いの違いを認め合い、
理解するとともに、お互い
のアイデンティティーを大
切にしながらか共生する社
会。こうした豊かな人間関
係と人権意識に裏付けられ
た、誰もが安心して暮らせ
るまちをつくるため、この
週間を私たちが憲法につい
て考え、家庭や地域で語り
合い、その心と知恵を伝え
合う機会としましょう。

本市では、この週間に合
わせて5月を憲法月間と定
め、街頭啓発や特設人権な
んでも相談などを実施しま
す。

問い合わせ 人権政策課
(内線472)

特設人権なんでも相談

日常生活の中で起こるさ
まざまな人権問題の解決を
図るため、本市の人権擁護
委員が相談に応じます。
相談は無料で、秘密は厳
守します。

とき 5月11日(金)、午後1
時～4時

ところ 市役所地下904
会議室
※当日、直接会場へ。電話
(内線544)での相談も
受け付け。
問い合わせ 人権政策課
(内線472)

憲法月間行事 (講座)

おり 檻の中のライオン ～分かりやすく 憲法を学ぶ～

この講座では「檻の中の
ライオン」という絵本を
使って「ライオン」権力、
檻「憲法」の例えで、憲法
について分かりやすく解説
します。

憲法改正論議が話題に
なっている今だからこそ、
改めて憲法について学び、
考えてみませんか。
とき 5月12日(土)、午後2
時～4時30分
ところ 中央公民館
対象者 市内在住・在勤・
在学の人
定員 20人
※手話通訳あり。
受講料 無料
講師 榎 大樹さん(絵本
「檻の中のライオン」作者、
弁護士)
申し込み 5月6日(日)～、
中央公民館 ☎(24)3333
へ(申し込み先着順)

●日本国憲法(抜粋)

第11条(基本的人権の尊重)

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げ
られない。この憲法が国民に保障する基本的
人権は、侵すことのできない永久の権利とし
て、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条(自由・権利の保持、濫用の禁止、利 用責任)

この憲法が国民に保障する自由及び権利
は、国民の不断の努力によって、これを保持
しなければならない。又、国民は、これを濫
用してはならないのであって、常に公共の福
祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条(個人の尊重、生命・自由・幸福追求 の権利)

すべて国民は、個人として尊重される。生
命、自由及び幸福追求に対する国民の権利に
ついては、公共の福祉に反しない限り、立法
その他の国政の上で、最大の尊重を必要とす
る。

第14条(法の下での平等他)

すべて国民は、法の下に平等であって、人
種、信条、性別、社会的身分又は門地により、
政治的、経済的又は社会的関係において、差
別されない。(第1項)

第25条(生存権、国の義務)

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の
生活を営む権利を有する。(第1項)

毎年5月は 消費者月間です

ともに築こう 豊かな消費社会
～誰一人取り残さない～

国において、昭和63年以降、毎年5月を「消費者月間」とし、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する啓発・教育などの事業を集中的に実施しています。

平成27年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」は、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」世界の実現をめざす国際目標です。

このような社会を実現するためには、消費者自身が、社会的課題に目を向

け、その解決に向けて行動することが重要です。

消費者庁においても、「エシカル消費(人や社会、環境に配慮した消費行動)」の普及・啓発を含む消費者教育の推進や、食品ロス削減をめざす国民運動の展開、子どもの事故防止のための啓発活動などの施策を実施しています。

そのため、平成30年度消費者月間では、さまざまな主体が当事者としてそれぞれの役割について考え、行動していただくためのきっかけとなるよう、「ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない～」を統一テーマとして掲げています。

学びの機会を提供しています

本市では、市民の皆さんに消費生活に関する問題を学ぶ機会を持つていただけるよう、啓発リーフレットの配布や啓発講座を実施しています。

詳しくは、お問い合わせください。

相談することが重要です

もし、消費者問題に遭遇した場合は、一人で抱え込まず、気軽に本市や次の機関の消費生活相談をご利用ください。

●市消費生活センター

市役所1階7番窓口奥(内線186)、月々金曜日、午前9時～正午、午後1時～4時(祝日、年末年始は除く)

●消費者ホットライン

☎188、月々金曜日
午前9時～午後5時、土・日曜日、祝日
午前10時～午後4時(いずれも年末年始は除く)
お問い合わせ 商工観光課(内線483)

女性のための電話相談のご利用を

本市では、毎月第1・2金曜日と、第3・4火曜日に「女性のための電話相談」を実施しています。

5月4日(木)も同電話相談を実施しますので、普段は仕事などで相談することができない人は、この機会にぜひご相談ください。



配偶者・恋人とのこと、子育てに疲れた、家庭・職場での人間関係、仕事、性のこと、生き方など、暮らしの中で抱えているさまざまな不安や悩みについて、女性相談員がお聴きします。

●女性のための電話相談 [☎(23)0567]

※相談日程・時間などは、22ページ「今月の相談」をご覧ください。

問い合わせ 人権政策課(内線474)

薬物やアルコールなどを使用した性犯罪・性暴力って? ～こんな被害が起きています。何かおかしい…と思ったら相談を～

睡眠薬などの薬物を飲み物や食べ物に混ぜて、相手の意識をもうろうとさせ、抵抗できない状況にしての性犯罪、性暴力の被害が起きています。

性犯罪、性暴力は、心も体も深く傷つける許されない行為です。被害に遭った人が悪いのではありません。しかし、被害に遭うリスクを少なくするために、どんな被害が起きているのか、もしも被害に遭った場合に、どのようにしたらよいのかを知っておくことも大切です。

詳しくは、内閣府男女共同参画局のホームページ(http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/dfs/index.html)をご覧ください。

また、性犯罪、性暴力被害に関する主な相談先は次のとおりです。相談は無料で、プライバシーは守られます。

■性暴力救済センター・大阪(SACHICO) [☎072(330)0799] (24時間対応)

■性犯罪被害相談電話共通番号 [☎#8103]

問い合わせ 人権政策課(内線474)

「お仕事をお探しの人へ」

「職業訓練ガイダンス」
に参加してみませんか?

とき 6月5日(火)、午後2時～4時
ところ ハローワーク河内
長野(河内長野市昭栄町7の2)

参加費 無料
※申し込み方法など詳しくは、お問い合わせください。
問い合わせ ハローワーク河内長野(☎53)3081

不育症治療費助成事業のご利用を

本市では、不育症治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、保険適用外の不育症治療費用の一部を助成しています。

不育症とは、妊娠はするけれど、流産・死産などを繰り返してしまいう病気で、一般的に2回連続した流産・死産があれば不育症と診断されます。

不育症は、珍しい病気で

はなく、早い段階で適切な診断や治療を受けることで85割以上という高い治療効果が得られ、出産できるといわれています。

助成額 1年度につき上限30万円まで

対象者 次の条件全てを満たす人

・申請日に本市に住民登録をしている夫婦
・医療機関で不育症治療が

必要であると診断され、保険適用外の治療を受けた夫婦
・法律上婚姻をしている夫婦
・他の地方公共団体から同様の助成を受けていない夫婦

不育症治療費の助成を受けるためには、申請が必要です。

申請方法や申請期限など詳しくは、お問い合わせいただくか、市ウェブサイトをご覧ください。また、申請書も同サイトからダウンロードできます。

問い合わせ 保健センター

〔☎28〕5520〕

特定不妊治療費助成制度

特定不妊治療の内、対象となる男性不妊治療を併せて受けた場合も助成の対象です

本市では、特定不妊治療に要する費用の負担軽減を図るため、府などが実施する「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の承認を受けた、本市に住民登録をしている夫婦を対象に助成金を交付しています。

同助成制度の内容や申請方法など詳しくは、お問い合わせいただくか、市ウェブサイトをご覧ください。また、申請書も同サイトからダウンロードできます。

問い合わせ 保健センター

〔☎28〕5520〕

成人用肺炎球菌予防接種

65歳以上で同予防接種を初めて受ける人に公費助成を実施しています

本市では、テレビコマースナルなどで周知されている国が指定する5歳刻みの定期接種の年齢以外の人でも、65歳以上で同予防接種を初めて受ける人は公費助成の対象となります。

対象者

●満65歳以上で、初めて接種する人

●満60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルス(HIV)により免疫機能に障がいがある人(身体障がい者手帳1級を有する人または同程度の障がいがある人)



※これまでに公費助成を受けて接種したことのある人や2回目以降の接種は対象となりません。

実施期間 平成31年3月31日(日)まで

費用 3000円

※生活保護世帯の人で、国が指定する定期接種の年齢の人は無料で受けることができますので、接種前にお問い合わせください。

申し込み 保健センター
〔☎28〕5520〕へ

※申込者に受診票と指定医療機関一覧表を送付しますので、受診票が届きましたら、希望する指定医療機関に予約してください。

「骨髄バンク」に登録し、骨髄・末梢血幹細胞を提供した人に助成金を交付しています

本市では、白血病などの治療に有効な骨髄移植を推進し、骨髄バンクへのドナー登録者増加を図るため、骨髄・末梢血幹細胞の提供者(ドナー)に対して、助成金を交付しています。

対象者 (次の全てに該当する人)

◎本市に住民登録をしている人
◎ (公財) 日本骨髄バンクが実施している「骨髄バンク」に登録し、提供を証明する書類の交付を受けている人

◎骨髄・末梢血幹細胞の提供を平成30年4月1日以降に完了した人

助成額 骨髄の提供に際して入院および通院に要した日数で1日当たり2万円(上限14万円)

申し込み 市ウェブサイトからダウンロードした骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書に必要事項を記入し、日本骨髄バンクが発行する提供を証明する書類を添えて、提供を完了した日の属する年度の3月末日、または完了日から14日以内のいずれか遅い日までに保健センター〔☎28〕5520〕へ(郵送不可)

※必要書類など詳しくは、お問い合わせください。

資源家電4品目の処理は適切に

エアコン

テレビ(薄型を含む)

冷蔵庫・冷凍庫

洗濯機・衣服乾燥機

家電リサイクル法では、消費者が特定の家電を廃棄する際、適切に処理することが求められており、それぞれに応じた処理費用が必要で。

粗大ごみでは収集できませんので、ご注意ください。また、不法投棄は法律で禁止されており、違法行為となりますので絶対にやめましょう。

品目

- ・ エアコン
- ・ テレビ(薄型を含む)
- ・ 冷蔵庫、冷凍庫
- ・ 洗濯機、衣服乾燥機

処理方法

製品を買った小売店か、買い替えを予定している小売店に引き取りを依頼してください。いづれにも該当しない場合は、家電リサイクル収集受付センター(☎0120(55)3650)へ申し込んでください。処理費用(リサイクル料金+収集運搬料金) リサイクル料金は、品目や大きさ、メーカーなどに応じた所定の料金となります。詳しくは、家電リサイクル券センター(☎0120(31)9640)へお問い合わせください。※市の収集運搬料金は、1個につき2700円です。小売店に収集運搬を依頼される場合は、それぞれ料金が異なりますのでご注意ください。

お問い合わせ 衛生課(内線1445146)

5月31日は世界禁煙デー

たばこは、日本人の4大死因である「がん」「心疾患」「肺炎」「脳血管疾患」にかかるリスクを増加させる他、最近では認知症の増加原因であることも分かっています。

また、たばこは喫煙者本人だけでなく、たばこを吸わない周囲の人の健康にも大きな悪影響を与えます。

たばこをやめられないのは、タバコの煙に含まれるニコチンの持つ強い依存性が原因です。このような喫煙習慣は「ニコチン依存症」といわれ、治療が必要な病気とされています。

スプレー缶、カセットボンベは資源カン・ガンの日に処分してください

スプレー缶、カセットボンベは、資源カン・ビンとして収集していますので、粗大ごみの日には絶対に出不さないでください。また、ガスが残っていると車両火災や爆発などの重

大事故につながる恐れがありますので、風通しの良い場所です穴を開けて、ガスを抜いてから資源カン・ビンの日に出してください。お問い合わせ 衛生課(内線1445146)

いつでもどこでも簡単納税! 「モバイルレジ」サービスのご利用を

本市では、税の納付機会の拡大と納税者の利便性の向上を図るためモバイルレジによる納付を導入しています。

モバイルレジは、金融機関の窓口やコンビニエンスストアに行かなくても、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末(OSがiOS、Androidのもの)で税金が納付できるサービスです。

なお、サービス利用には、モバイルバンキング、またはインターネットバンキングの契約が必要です。

◆納付できる税目、金額

市・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税

※バーコードの付いた納付書で、1枚につき30万円までのもの(指定のコンビニエンスストアで納付できる納付書と同じものになります)。

※詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。

お問い合わせ 納税課(内線122)



禁煙は自力でするよりも、禁煙補助剤や禁煙外来を利用した方が「楽に」より確実に「費用もあまりかからずに」できます。

禁煙治療は、同依存症診断テストの結果により、健康保険などが適用になり負担額が軽くなる場合もあります。

保健センターでは無料の禁煙相談も実施しております。

◆世界禁煙デー関連イベント
すので、気軽にお問い合わせください。
また、本市では「世界禁煙デー」に合わせて、禁煙に関するイベントを次のとおり実施します。

とき 5月31日(木)、午前10時〜午後3時
ところ コノミヤ富田林店
1階エスカレーター前
内容 呼気一酸化炭素濃度測定など
参加費 無料(当日、直接会場へ)
お問い合わせ 健康づくり推進課(☎28)5520)

公共交通機関のご利用を

～「市らくらくバスマップ」を持って、お出掛けしませんか～

近年、少子高齢化や人口減少、モータリゼーション（自動車の大衆化）などがある原因で、公共交通機関の利用者が減少し、各地で電車やバスの路線が減便・廃線となっています。

自家用車を持たない人や車の運転ができない人にとって公共交通機関はなくてはならない移動手段であり、地域の公共交通を守り、育てることはとても重要です。

そこで本市では、市内の路線バスを分かりやすく紹介した「市らくらくバスマップ」を作成し、市内の各公共施設などに備え付けています（市ウェブサイトでダウンロードもできます）。

この機会に同バスマップを活用して、公共交通機関でお出掛けしてみませんか。

問い合わせ 道路交通課（内線416）

レンタサイクル「かわつちりん」のご利用を

環境にやさしく、健康増進にもつながる身近な乗り物の自転車を出す「かわつちりん」が、市営喜志駅地下自転車

駐車場（☎246293）および富田林駅自転車駐車場（☎249479）でご利用いただけます。

電動自転車も貸し出していますので、観光や仕事、通勤、通学などにぜひご利用ください。

なお、利用方法・料金・時間など詳しくは、利用を希望される駐車場へお問い合わせください。



自転車などの放置はやめよう

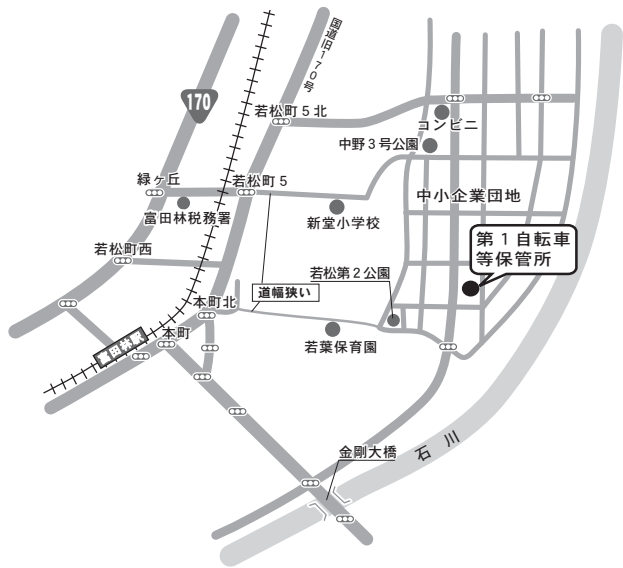
第1自転車等保管所の開所時間を変更しました

道路上に自転車などを放置すると、歩行者の通行の妨げになり大変危険です。また、まちの景観も損なわれます。

人の迷惑にならないよう、道路上に自転車やミニバイクなどを放置しないようにしましょう。

自転車等放置禁止区域を指定

本市では、各駅周辺の道路に「自転車等放置禁止区



域」を指定し、区域内に放置されている自転車やミニバイクを保管所へ撤去・移送しています。

撤去された自転車やミニバイクなどは、「第1自転車等保管所」（若松町東一丁目6の27）（☎263233）で返還しています。返還時に自転車は1台1500円、ミニバイクは1台2000円の移送・保管費用を徴収しています。



駅周辺に自転車などを駐車される場合は、有料自転車駐車場をご利用ください。

一部の自転車駐車場には、高校生以下の学生を対象とした学割料金も設定されています。

第1自転車等保管所の開所時間の変更

同保管所の開所時間が、4月より次のとおり変更になっていますので、ご注意ください。

開所時間
 ・月～金曜日、午後1時～7時
 ・土曜日（第2・4土曜日は除く）、午前9時～正午

※いずれも、祝日、年末年始は除く。

問い合わせ 道路交通課（内線416）

富田林寺内町のまちづくり活動が表彰されました

富田林寺内町にある地域づくり団体が協働で取り組んでいるまちづくり活動が、重要伝統的建造物群保存地区における「多様な主体による富田林寺内町の地域資源を、次代に引き継ぐ取組み」として高く評価され、日本都市計画学会関西支部の「関西まちづくり賞」を受賞しました。

問い合わせ 都市魅力創生課（内線420）

ウメ、モモの樹木調査

(ウメ輪紋病感染調査) が実施されます

市内で、ウメ輪紋ウイルスによる樹木の病気の発生が確認されており、農林水産省では平成25年度より一部地域で緊急防除を実施しています。

感染拡大の有無を確認するため、5月から8月までの間、次の地域およびその周辺地域のウメやモモなどの樹木調査を実施します。

■対象地域

青葉丘、加太、川向町、喜志新家町の一部、北大伴町の一部、久野喜台の一部、甲田、向陽台の一部、小金台、五軒家、寿町の一部、金剛伏山台の一部、桜ヶ丘町、大字佐備の一部、新青葉丘町、新家、大字須賀、須賀の一部、高辺台の一部、谷川町、大字甘山の一部、甘山、津々山台、寺池台、富田林町の一部、西板持町の一部、大字錦織、錦織北、錦織東の一部、錦織南の一部、錦ヶ丘町、錦織

中、東板持町の一部、藤沢台の一部、大字伏見堂の一部、伏山の一部、富美ヶ丘町の一部、別井の一部、南大伴町の一部、宮甲田町、美山台、山中田町

■調査方法

農林水産省職員、府職員または府が委託した調査員が対象地域を見回り、感染の疑いがあると判断した場合は訪問して樹木を確認します。また、分析のため、葉を数枚採取する場合があります。なお、不審に思われたときは身分証の提示を求めています。

●ウメ輪紋病とは

同病に感染した植物（ウメなど）の葉には特徴的な輪紋が生じる他、果実の表面に斑紋が生じることで商品価値が損なわれるなどの悪影響を及ぼすことが知られ、海外では大きな被害が報告されています。

アブラムシ類の葉の吸汁で感染が広がりますが、人や動物へは感染せず、感染した木の果実を食べても健康に影響はありません。



葉に特徴的な輪紋が生じているウメの木などを所有されている人はご連絡ください。
問い合わせ 農林水産省神戸植物防疫所大阪支所 ☎ 06(6571)0804
(土・日曜日、祝日を除く 午前9時〜午後5時)

鳥獣による農作物被害防止柵設置 事業補助金をご活用ください

近年、鳥獣による農作物の被害が急増していることから、防止対策を進めるため、本市では「市鳥獣被害防止計画」を策定しています。また、市と地元農業団体などが一体となって「市有害鳥獣対策協議会」を設立し、捕獲おりを設置するなど、被害防止対策に取り組んでいます。

さらに被害防止対策を推進するため、鳥獣による農作物被害防止柵設置事業補助金をご活用ください。

微小粒子状物質 (PM2.5) に関する情報

微小粒子状物質 (PM2.5) とは、大気中を漂う物質のうち、直径2.5 μ m (マイクロは100万分の1) 以下の特に小さな粒子で、工場の排ガスなどに含まれるすが主成分です。府では、時間ごとの情報を府大気汚染常時監視のページ (<http://taiki.kankyo.pref.osaka.jp/taikikanshi/>) で公開しています。

また、大気中のPM2.5が国の指針による注意喚起の濃度レベルを超えると予想される場合は、注意喚起の情報が府の防災情報メールで配信されます。なお、注意喚起がおこなわれた場合は、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動はできるだけ避けてください。

同メールを受信するには、事前に登録が必要です。登録方法についてはおおさか防災ネットホームページ (<http://www.osaka-bousai.net/pref/PreventInfoMail.html>) をご覧ください。

※同メールは、光化学スモッグや警報、注意報などの情報も配信していますので、必要に応じてご利用ください。

問い合わせ みどり環境課 (内線432)

平成30年工業統計 調査にご協力を

同調査は、わが国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な調査です。

調査結果は、中小企業施策や地域振興などの基礎資料として活用されます。

対象となる事業所には、5月上旬より調査員がお伺いしますので、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ 総務課 (内線331)

市庁舎の耐震調査に関するお知らせ

耐震調査の結果

平成29年度に市庁舎の耐震調査を実施し、調査結果を「市庁舎耐震調査業務調査報告書」としてまとめました。ここでは報告書の内容を質問形式でお伝えします。

●市庁舎はいつ建てられたの？

市庁舎は北館と南館に分かれています。北館は昭和45年に建設され48年が経過、南館は昭和59年に建設され34年が経過しています。

●市庁舎の耐震性能はどんな状態なの？

北館は、平成18年に実施した耐震診断の結果、緊急な対応が必要な危険建物には該当しませんでした。地震に対して現行の建築基準法の耐震性能の基準は下回っている状態です。

南館は、現行の建築基準法に基づいて建築された建物で、現行の建築基準法の耐震性能の基準には適合しています。

●市庁舎の設備はどんな状態なの？

電気、空調、照明設備などの各種設備機器は、建物建設時に導入したままの設備が多く、老朽化が進んでいます。

建物内の配管類についても老朽度調査の結果、配管内の老朽化が進行しており、全ての配管を更新することが望ましいとの結果が出ていることから、設備機器や配管類は全面的な大規模更新が必要な時期が来ています。

●市庁舎設備を改修するにはどうするの？

設備を改修するには、壁や天井など非構造部材といわれる建物の部材を一旦撤去する必要がありますが、電気配線や空調配管は建物全体に配置されているため、改修範囲は建物全体にわたり、大規模な改修を実施することになります。

また、改修中は建物内で日常業務ができませんので、仮庁舎を建設するなどして、業務を実施する代替場所の確保が必要になります。

●市庁舎の耐震性能を高めるにはどうするの？

耐震性能を高める方法には、耐震ブレース（筋交い）を設置して耐震補強をする方法や、庁舎の一部または全部を建て替えるなどの方法があります。

しかし、耐震補強をする方法では耐震ブレースを柱と柱の間に設置するため、元の空間が分断される問題や、天井材、各種設備配管類・設備機器などの非構造部材の老朽化の問題などがあり、耐震化を進めるには建物自体の耐震性能だけでなく、さまざまな条件を総合的に評価する必要があります。

◇市庁舎の整備方法の検討を進めていきます

今後は市庁舎の整備方法について、あらゆる改善案の検討を進めていきます。

※「市庁舎耐震調査業務調査報告書」は市ウェブサイトからご覧いただけます。

問い合わせ 総務課（内線331）

■市営葬儀の利用料金

《お亡くなりになられた人が市民で、市内において葬儀をされる場合》

標準プラン		簡易プラン	
自宅または集会所などで葬儀される場合	富田林斎場の葬儀室で葬儀される場合	19万8000円	
大人	28万円	大人	26万円
小人	27万7000円	小人	25万7000円

■富田林斎場の使用料金

《お亡くなりになられた人が市民の場合》

葬儀室使用料 ※午後5時～翌日午後1時（和室は翌日午後3時まで）。	5万円	
霊安室使用料 ※24時間まで。	3000円	
火葬室使用料	大人	1万円
	小人	6000円
	死産児	4000円

本市では、市民の皆さんに簡素で厳粛な葬儀を提供するために、市営葬儀を実施しています。※内容など詳しくは、「富田林市営葬儀のご案内」をご覧ください（市ウェブサイトでもできます）。

市営葬儀のご利用を

市営葬儀指定業者
 ○(株)安楽社（甲田二丁目9の10）(☎25)0042
 ○(有)公栄社（富田林町24の4）(☎23)2064
 ○(株)花仙葬祭（富田林町24の17）(☎23)2238
 ○(株)花安（富田林町18の19）(☎23)6526
 申し込み 右記の指定業者の中から選択し、標準プランか簡易プランのいずれかを選び、直接申し込んでください。
 ※基本料金に含まれないオプションなどを任意に選択していただくこともできます。オプションについては同案内をご覧ください。
 問い合わせ 衛生課（内線143、147）

市職員 の 人事異動

4月1日付の人事異動で、新しく職員を配置しました。部長級以上の異動は次のとおりです。

- ▽市長公室長 谷口 勝久
- ▽総務部長 渡部 るり
- ▽市民人権部長 嘉田 裕治
- ▽子育て福祉部付部長兼こども未来室長 寺元 宏行
- ▽産業環境部長併任農業委員 会事務局長 杉分 英夫
- ▽教育総務部長 山下 治
- ▽教育総務部付部長兼教育指導室長 古村 勝俊
- 問い合わせ 人事課 (内線321)

6月に、市職員採用資格試験の実施を予定しています

試験職種 事務職(身体障がい者対象)、技術職(土木・建築)、保育士
 ※試験日や採用予定人数など詳しくは、6月号広報や市ウェブサイトなどでお知らせします。

問い合わせ 人事課 (内線322)

5月は 宅地防災月間です

宅地災害は、いったん起こると家屋や家財、ときには尊い人命に関わることもなにかねません。造成中の急斜面、無理な積み方をした石垣、風化の著しい崖面などは、長雨、大雨などにより思わぬ災害を引き起こすことがあります。「宅地防災月間」は、大雨が予想される梅雨期を前に、宅地造成工事などによって起こる崖崩れや土砂の流出による災害発生を未然に防ぎ、宅地災害をなくそうという目的で実施しています。

府では、この期間中に府内市町村や消防、警察など宅地防災に関係する機関と協力して、次のような事業を実施します。

防災パトロールの実施

パトロール隊を編成し、宅地造成地や土砂採取地などにおける造成地の防災工事の安全性などについて点検・指導します。

宅地防災技術研修会の実施

宅地防災知識の啓発・普及を図るため、5月下旬に宅地造成事業者、設計者などを対象とした宅地防災に関する技術研修会を開催します。

詳しくは、府建築指導室建築企画課ホームページ http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/shokai.html、または市まちづくり推進課に備え付けの案内チラシをご覧ください。

5月はため池愛護月間です

ため池災害は、梅雨・台風期に最も多く発生しています。

府では、ため池での災害と水難事故を防止するとともに、環境を保全するため、梅雨・台風期前の5月を「ため池愛護月間」と定めています。

本市でも広報活動などを実施しますので、皆さんも次のことなどに注意してください。

■ため池を利用する皆さんへ

- ・ごみを捨てないようにしましょう。
- ・地域ぐるみで実施されるため池の草刈りや、水路の清掃に参加しましょう。
- ・水を汚す家庭からの排水にちょっとした心遣いをしましょう。
- ・ため池や水路の漏水を発見したときは市役所へ連絡しましょう。

■子どもを水難事故から守るために

- ・ため池管理者や地域などで設置する危険標識は幼児や児童が分かりやすいものにしましょう。
- ・ため池の安全施設の破損に注意しましょう。
- ・ため池や水路周辺で遊んでいる子どもを見掛けたら注意の一声を掛けましょう。
- ・町会(自治会)などを通じて子どもの水難事故防止について保護者などへ啓発しましょう。

問い合わせ みどり環境課 (内線496)

また、ご家庭でもこれを機会に宅地災害を未然に防止するために、次の点について自宅周辺を点検し、必要に応じて早急に適切な処置をしてください。

■石垣、擁壁などに亀裂などは入っていませんか。また、割れ目から地下水がしみ出ていませんか。

■石垣、擁壁などの水抜き穴からうまく水が流れ出ていますか。

■地盤は沈下していませんか。

■排水のための溝に泥などが詰まっていますか。

問い合わせ 市まちづくり推進課(内線454)、府建築企画課(☎06(6210)9720)

防災無線を用いた 訓練放送を実施

全国一斉に、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を用いた情報伝達訓練が実施されます。

●全国一斉情報伝達訓練
 とき 5月16日(水)、午前11時ごろ



※ただし、気象・地震活動の状況などによっては、訓練を中止することがあります。
問い合わせ 危機管理室 (内線9503)